

稲毛コレクティブインパクト 会費規定

(目的)

第1条 この規定は、稲毛コレクティブインパクトにおける規約第12条第2項の規定に基づき、会費の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 会員は、毎年度1口以上の会費の額を納入することとし、会費の額は、次に掲げるところによる。

- (1) 大企業 1口あたり 50万円 *大企業の定義は別表1の通り
- (2) 大企業に属さない法人 1口あたり 5万円
- (3) 個人 1口あたり 1万円

2 納入する会費の口数は入会時に指定するものとし、入会後に変更する場合は、会員情報等変更届(様式第3号)を事務局に提出し、代表幹事の承認を得なければならない。

(会費の免除)

第3条 次の各号に該当するときは、前条の規定にかかわらず当該会費を免除とする。

- 2 特別会員
- 3 賛助会員
- 4 オブザーバー
- 5 代表幹事が特に必要と認めるとき。

(会費の納入)

第4条 会費は、毎年度、事務局より請求するものとする。

2 会費の請求を受けた会員は、指定された期日までに会費を納入しなければならない。

(払込先)

第5条 会費の払込先口座は、会費の請求時に代表幹事が別途指定する。

(年度の途中で退会した会員の取扱)

第6条 年度の途中で退会した会員に対し、納入された会費は還付しないものとする。

(その他)

第7条 この規定に定めるほか、会費に関し必要な事項は、事務局が定めるものとする。

附則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

第2条関連

業種	下記の両方を満たしている	
	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他業種	3億円以上	300人以上
卸売業	1億円以上	100人以上
サービス業	500万円以上	100人以上
小売業	5,000万円以上	50人以上